

(公 印 省 略)
答 申 第 185 号
令 和 6 年 7 月 3 日

兵庫県公安委員会
委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和6年2月15日付け兵公委発第111号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

令和4年度退職手当金執行状況に関する書類

第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

令和5年8月2日付けで、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

本件公開請求の対象は、実施機関における令和4年度退職手当金執行状況に関する書類（以下「本件対象公文書」という。）である。

2 実施機関の決定

令和5年8月16日、実施機関は、本件対象公文書について、条例第6条第1号及び第6号に規定する非公開情報が記録されているため、当該部分を非公開とすることとして公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和5年11月10日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和6年2月15日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分に係る公開しない部分の公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

本件処分の理由は、「情報公開条例第6条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものが記録されているため。」とある。

審査請求人は、公文書公開請求書に「本人を特定できる氏名・住所などの個人情報には必要なし。」と記載しており、識別できる部分は黒塗りするか、識別される者の公文書は公開しないなどの対応ができる。

公開請求内容は退職手当金額に限定しており、「通常他人に知られたくないと認められるもの」や「個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」は、「認められるもの」の具体的な理由が記載されていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象公文書の特定について

実施機関は、本件公開請求の本件対象公文書を次のとおり特定し、いずれも部分公開とする本件処分を行った。

- (1) 退職手当支給決定伺1（以下「対象公文書1」という。）
- (2) 退職手当支給決定伺2（以下「対象公文書2」という。）
- (3) R4度改定差額支給一覧（退職手当）（以下「対象公文書3」という。）
- (4) 退職手当支給一覧（以下「対象公文書4」という。）
- (5) 令和5年3月31日付退職者（自己都合・任期満了）退職手当支給一覧（以下「対象公文書5」という。）
- (6) 起案用紙（件名退職手当の差止め処分の解除及び支払いについて（伺い））（以下「対象公文書6」という。）
- (7) 地方警務官退職手当支給一覧（以下「対象公文書7」という。）

2 非公開とした部分及び理由

(1) 対象公文書について

ア 対象公文書1には、令和4年度中に退職した兵庫県警察本部職員についての退職金にかかる議、決裁、会計課送付、支給年月日、階級及び職員コード、旧所属名、支出科目、年齢、フリガナ、氏名、支給額、税額、共済償還金、純支給額、計算明細（適用給料表、級・号給、給料月額、第5条の2による

加算額、計、適用条項、支給率、基礎年月、勤続年月A、控除年月B、退職手当額、退職所得控除額、課税対象額、所得税、市町村民税、道府県民税、住民税残税額一括徴収額、共済未償還金、支払区分、金融機関名、預金の種類、口座番号、退職手当の調整額、新給料)、支払を受ける者(住所又は居所、令和5年1月1日の住所、氏名)、支払金額、源泉徴収税額、特別徴収税額(市町村民税、道府県民税)、退職所得控除額、勤続年数、就職年月日、退職月日及び、警部補以下の階級にある警察官に相当する職員の印影が記録されている。

イ 対象公文書2については、令和4年度中に退職した兵庫県警察本部職員についての退職金にかかる議、決裁、会計課送付、支給年月日、職員区分・職員番号、旧所属名、支出科目、年齢、フリガナ、氏名、支給額、税額、共済償還金、純支給額、計算明細(適用給料表、級・号給、給料月額、第5条の2による加算額、計、適用条項、支給率、基礎年月、勤続年月A、控除年月B、退職手当額、退職所得控除額、課税対象額、所得税、市町村民税、道府県民税、住民税残税額一括徴収額、共済未償還金、支払区分、金融機関名、預金の種類、口座番号、退職手当の調整額)、支払を受ける者(住所又は居所、令和4年又は令和5年1月1日の住所、氏名)、支払金額、源泉徴収税額、特別徴収税額(市町村民税、道府県民税)、退職所得控除額、勤続年数、就職年月日、退職月日及び警部補以下の階級にある警察官に相当する職員の印影が記録されている。

ウ 対象公文書3については、職員番号、退職年月日、支払年月日、氏名、階級C所属、事由、表給号級、既支給(旧給料、支給率、調整額、退職手当額)、改定後(新給料、退職手当額)、差(支給額)及び警部補以下の階級にある警察官に相当する職員の印影が記録されている。

エ 対象公文書4、5については、職員番号、退職事由、所属、階級、氏名、給料月額(勸奨加算額含む)、支給率、前職、除算期間、退職手当支給額、所得税、市町村民税(退職所得分)、府県民税(退職所得分)、住民税残税額、共済貸付償還金、振込額及び警部補以下の階級にある警察官に相当する職員の印影が記録されている。

オ 対象公文書6については、警部補以下の階級にある警察官に相当する職員の氏名及び印影、警察電話番号及び対象者、差止め処分解除理由、退職手当の支払い(退職手当額、支払日)が記録されている。

カ 対象公文書7については、退職前所属、階級、フリガナ・氏名、支給額、所得税額、退職所得にかかる住民税(市町村名、市町村民税、都道府県名、都道府県民税、計)、一括徴収住民税(市町村名、市町村民税)、共済貸付弁

済金、純支給額及び警部補以下の階級にある警察官に相当する職員の印影が記録されている。

(2) 非公開理由の明記

審査請求人による具体的な理由が記載されていない旨の主張については、本件処分の部分公開決定通知書には、公開しない理由として「情報公開条例第6条第1号該当」、「通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため」と記載している。

(3) 条例第6条第1号の該当性

対象公文書1ないし7に記録されている情報は、退職職員の氏名、年齢、住所等が記載されている公文書であるが、その記載事項は、私人における場合と同様に、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報として条例第6条第1号に該当する。

なお、審査請求人は、退職手当金額のみ公開請求しているが、退職手当金額をはじめとした、対象公文書1ないし7に記録されている情報（以下「退職手当金額等」）は、それ自体は、「特定の個人を識別することはできない」ものであるが、例えば警部以上に相当する役職で退職した職員にあっては、「退職した職員の氏名、所属、職名及び退職日」が報道提供されているため、県民一般が知り得る公知の情報に当たり、それらの情報と照らし合わせることにより、退職した特定の個人の退職手当金額等を特定又は推認される可能性がある。

また、報道提供されていない警部補以下に相当する退職職員にあっては、警察組織や警察職員等の内情に詳しい者や当該職員が退職した事実を知る者には、退職した特定の個人の退職手当金額等を特定又は推認される可能性がある。

したがって、退職手当金額等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして条例第6条第1号に該当する。

(4) 条例第6条第6号の該当性

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

警察官の氏名は、条例第6条第6号及び情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号）第3条に該当する。

イ 警察電話番号が記録された部分

警察電話番号とは、警察内での報告・連絡等を行うために敷設されている警察部内専用の内線電話番号のことで、公表・公開されていない。

このことから、警察電話番号を公開すれば、警察及び担当警察官の判断や措置等に不平不満を抱く関係者からの抗議電話が殺到するなどして、警察業

務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、条例第6条第6号に該当する。

3 結語

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、条例第6条第1号及び第6号に該当するとして、部分公開とする本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、個人が特定される情報を除いて公開すべきであるとして、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、検討する。

2 条例第6条第1号該当性について

(1) 当審議会において、対象公文書1ないし7を見分したところ、令和4年度中に退職した職員の退職手当の決定等に係る決裁書又は一覧表であって、退職した職員の所属、氏名、退職手当支給額等が記載されており、これらの情報が非公開とされていることが認められる。

(2) 審査請求人は、公開請求内容は退職手当金額に限定しており、「通常他人に知られたくないと認められるもの」や「個人の権利利益を害するおそれがある」と認められるものは、「認められるもの」の具体的な理由が記載されていないと主張している。これに対して、実施機関は、個別の退職手当額により個々の退職者が特定又は推認される可能性があるとして、非公開とすべき理由等については、「情報公開条例第6条第1号該当」、「通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため」と記載したとしているため、以下、検討する。

退職手当額の決定方法は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第50号。以下「退手条例」という。）等所定の例規に基づき、当該退職者の在職期間及び給料月額に基づいて算出した額に、職員個々の状況により、増額又は減額を行った上で、支給総額が決定される。退手条例等所定の例規による算定方法については公知のものであり、退職する職員の在職期間及び給料月額並びに当

該職員個々の状況（休職など退職手当額が増減する個々の事情）から計算すれば、個別の退職手当支給金額を推定又は特定することができる。

よって、個別の退職手当支給金額は、個人を識別できる情報であり、明らかに個人を識別できる情報である退職者の氏名の部分とあわせて非公開になると認められる。

また、本件対象公文書である決裁書又は一覧表には、職員の所属、退職事由退職手当支給額等といった情報が記載されており、これらを公にすると、警察組織や警察職員等の内情に詳しい者や当該職員が退職した事実を知る者等一定範囲の者には、当該退職者が誰であるかを特定することが可能となるとする上記第4の2の実施機関の説明は否定し難い。

そうすると、本件対象公文書に記載されている個別の退職手当支給金額以外の氏名等の情報は、一体として個々の退職者に係る条例第6条第1号本文前段の「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」と認められる。

したがって、実施機関が非公開とした部分については、条例第6条第1号に該当しているため、同号に該当することを理由として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

3 条例第6条第6号該当性について

(1) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

当該部分は、「警察官その他の公務員…の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして…公安委員会規則…で定めるもの」に該当することから、条例第6条第6号により非公開とすることが妥当である。

(2) 警察電話番号が記録された部分

当該部分は、公表されておらず、開示することにより、警察及び担当警察官の判断や措置等に不平不満を抱く関係者からの抗議電話が殺到するなどして、通常業務における必要な連絡や、突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第6号に該当し、非公開とすることが妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年2月15日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和6年5月14日 第2部会（第117回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年6月27日 第2部会（第118回）	・ 審議
令和6年7月2日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男